

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成30年9月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

・人身傷害事故（2件）

概要：

・ドア開閉時の確認不足で、入口ドアを閉めたため、乗車途中の女性がドアに挟まれ、腕と足を打撲したもの（1件）

場所：脇田停留場（1系統下り）

・乗車してきた女性客が腰を下ろす瞬間に電車が動き出したため、シートに浅く腰掛ける状態となりシートが外れバランスを崩し転倒し、膝と腰を打撲したもの（1件）

場所：市役所前停留場（1系統下り）

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

・該当なし

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれなかったために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

◆電車やバスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。